

令和2年第6回花巻市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月29日(月)午後1時30分から午後3時25分

2 開催場所 JAいわて花巻総合営農指導拠点センター 担い手研修室

3 総会に出席した委員

(1) 農業委員(23人)

1番委員	戸來 洋子	2番委員	中島 忠成
3番委員	高橋 美代子	4番委員	伊藤 忠宏
5番委員	岡田 知穂	6番委員	本舘 和夫
7番委員	藤原 秀章	8番委員	小原 雍子
9番委員	駿河 茂	10番委員	奥山 雅史
11番委員	阿部 秀子	12番委員	小原 正好
13番委員	川村 優	14番委員	川村 育子
15番委員	浅沼 英喜	16番委員	高橋 和子
18番委員	中村 清孝	19番委員	晴山 成仁
20番委員	伊藤 富壽	21番委員	清水 伸
22番委員	昆 正	23番委員	柳原 久夫
24番委員	小田島 新一(会長)		

(2) 農地利用最適化推進委員(10人)

1番委員	高橋 誠	4番委員	鎌田 一広
8番委員	中島 弘行	11番委員	高橋 幸徳
13番委員	佐藤 茂丈	14番委員	佐々木 久夫
17番委員	菅原 清昇	19番委員	佐々木 久雄
22番委員	及川 武敏	23番委員	畠山 善彦

4 欠席した委員

(1) 農業委員(1人)

17番委員 佐々木 勝志

(2) 農地利用最適化推進委員(18人)

2番委員	佐藤 耕太郎	3番委員	古川 重勝
5番委員	松田 久信	6番委員	高橋 義昭
7番委員	畠山 拓也	9番委員	八重樫 光喜
10番委員	安藤 香	12番委員	高橋 修一
15番委員	鎌田 和枝	16番委員	古舘 俊一
18番委員	高橋 広和	20番委員	宇津宮 保志
21番委員	小原 孝治	24番委員	菊池 賢一
25番委員	菊池 節朗	26番委員	門岡 将
27番委員	一ノ倉 俊哉	28番委員	宮川 正樹

## 5 提出案件

報告第 18 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 19 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
議案第 39 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 40 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 41 号	農用地利用集積計画の承認について
議案第 42 号	農地法の適用外証明について
議案第 43 号	「農地パトロール（農地利用状況調査）月間」の設定について
議案第 44 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について
議案第 45 号	令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
協議事項	①下限面積の別段の面積設定について ②農地性の判断基準について

## 6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 石ヶ森 浩一 次 長 盛田 明広  
農政管理係長 佐藤 要 農地係長 藤原 康

## 7 議事録

-----

議 長 ただ今から、令和 2 年第 6 回花巻市農業委員会総会を開催します。

(会長) 先月に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員の出席者を花巻 1、花巻 2、石鳥谷、東和、大迫、それぞれ 5 地区から 2 名ずつ計 10 名の出席のもと会議を開催します。

本日の出席農業委員は 23 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

欠席された委員は 17 番佐々木勝志委員です。

議事録署名委員の指名ですが、このことにつきましては、花巻市農業委員会会議規則第 11 条第 3 項により、当職から指名します。

議事録署名委員に 9 番駿河茂委員、10 番奥山雅史委員を指名します。

次第の「報告」に入ります。

「報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 藤原農地係長が報告を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無いようですので、これで報告第 18 号を終わります。

「報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 藤原農地係長が報告を読み上げ説明とした。  
議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方ございませんか。

（「なし」の声）

無いようですので、これで報告第 19 号を終わります。

議事に入ります。

「議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 藤原農地係長が議案を読み上げ説明とした。  
議長 説明が終わりましたが、ただ今の説明に関連し、地区担当委員より現地について、補足説明がありましたらお願いします。

（「なし」の声）

無いようですので、これより質疑に入ります、質疑のある方ございませんか。

（「なし」の声）

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは、採決します。

議案第 39 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 39 号は原案のとおり決定します。

「議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 藤原農地係長が議案を読み上げ説明とした。  
議長 説明が終わりました。

引き続き、現地確認委員より報告をお願いします。

柳原委員をお願いします。

柳原委員 6 月 24 日事務局職員と及川推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。  
1 番の宅地拡張の件は、都市計画法上の用途区域内であり、また境界部において 1.5 メートル幅と空き家を分筆しての、さらに擁壁の設置と周辺に与える被害は予想されないことから適当と判断されます。  
2 番の自己住宅の建築の件は、例外規定の集落接続に該当するものであることから位置的に問題なしと判断されます。  
3 番の農機具資材置き場の設置の件は、第 1 種農地であります但し例外規定の農業用施設であることから適当と判断されます。  
4 番の自己住宅の建築の件は、都市計画法上の用途区域内であり第 3 種農地と判断されます。

5番の既存の駐車場の拡張の件は、社会福祉法人の駐車場の拡張であり、例外規定の土地収用法の該当事業であり問題ないと判断されます。

6番の自己住宅の建築の件は、集落に接続しての計画であること、親子間の使用貸借による居宅であることから適当と判断されます。

7番・8番の育苗ハウスの建築の件ですが、農業振興地域の農用地で用途変更もされており、転用目的も農業用施設であることから問題ないと判断されます。以上報告します。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

22番 8番の備考欄で「議案番号7番と同じ」とありますが、売買総額も7番と同じでしょうか。

事務局 7番・8番あわせての金額が7番の備考欄に表示してあります。

(藤原)

22番 了解しました。

昆委員 そのほか質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり決定します。

「議案第41号 農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 藤原農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり決定します。

「議案第42号 農地法の適用外証明について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 藤原農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議長 説明が終わりました。  
引き続き、現地確認委員より報告をお願いします。  
及川推進委員をお願いします。

及川 報告します。

推進委員 6月24日に柳原委員と事務局職員2名で現地確認を行いました。  
1番は国道の下2～3mで既に宅地として利用されています。  
2番は急こう配で農地としてみることができず、山林化していました。  
よって、いずれも適用外と判断されます。

議長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります、質疑のある方はございますか。  
（「なし」の声）  
無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。  
（「異議なし」の声）  
それでは、採決します。  
議案第42号は、申請のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、議案第42号は申請のとおり証明することに決定します。  
「議案第43号「農地パトロール（農地利用状況調査）月間」の設定について」  
を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 盛田次長が議案を読み上げ説明とした。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方ございますか。  
（「なし」の声）  
無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。  
（「異議なし」の声）  
それでは、採決します。  
議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、議案第43号については、原案のとおり決定します。  
「議案第44号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につ  
いて」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 佐藤係長が議案を読み上げ説明とした。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方ございますか。  
（「なし」の声）  
無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。  
（「異議なし」の声）

それでは、採決します。

議案第 44 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 44 号については、原案のとおり決定します。

「議案第 45 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 佐藤係長が議案を読み上げ説明とした。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方ございませんか。

7 番 遊休農地について、前年度の状況を見ると解消が進んでいない状況です。

藤原委員 令和 2 年 3 月末現在の遊休農地のなかで優良農地の割合はどの程度でしょうか。また、優良農地の解消に主眼をおいて目標を設定するべきではないでしょうか。

事務局 初めに、目標設定の考え方を説明します。

(佐藤) 平成 30 年 10 月に当委員会が策定した「農地等の利用最適化推進に関する指針」に沿って農業委員会業務を行う必要があります。この指針で遊休農地の目標を令和 7 年度に 0%としていることから、このように目標を設定しましたのでご了承ください。

ただし、本指針は中間年度に見直しを行うことにしており、その年度は来年度ですので、ご指摘の点を参考にして見直しを行いたいと思います。

事務局 令和 2 年 3 月末現在の遊休農地面積の内訳ですが、農地に戻ることが不可能な(盛田) 農地いわゆる B 分類は約 13ha で、農地に復元可能な農地いわゆる A 分類が約 21ha です。

今後は、B 分類は適正な処理をしながら耕作放棄地から外していく手続きが踏まれていくと考えておりますし、A 分類については耕作者等に維持管理を、また優良農地に戻していく働き掛けが必要と思います。

7 番 了解しました。

藤原委員

議長 そのほか質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決します。

議案第 45 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり決定します。

それでは、協議に入ります。

「下限面積の別段の面積設定について」事務局より説明を求めます。

事務局 佐藤係長が資料を読み上げ説明とした。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方ございませんか。

7 番 50a 未満で貸借する場合、圃場の真ん中の農地を貸借し早期撤退というケースが  
藤原委員 懸念されますが、このようなことを考慮して貸借の申請を受け付けていますか。  
事務局 農地の権利移転は、当事者同士が合意されていることが前提でありますことか  
(藤原) ら、これまでご懸念のケースはありません。  
しかし、今後このようなケースが発生しないとも限りませんので、申請の受け  
付けの際にこれまでのとおり詳しい聞き取りを行ってまいります。

7 番 了解しました。  
藤原委員

議長 そのほか質疑のある方ございませんか。

5 番 新規参入者の中に地域おこし協力隊員は含まれていますか。  
岡田委員  
事務局 数名含まれております。  
(佐藤)

5 番 了解しました。  
岡田委員

議長 そのほか質疑のある方ございませんか。  
(「なし」の声)

それでは、藤原委員から提案のあった農業振興上問題が生じる場合を想定した  
対策の検討を行いながら、今後も引き続き下限面積の別段の面積を 10 アールと  
し、空き家バンクに付随する農地の面積を 1 アール以上とすることに異論はあ  
りませんかでしょうか。  
(「なし」の声)

それでは、そのようにいたします。  
次に、「農地性の判断基準について」を協議します。  
事務局より説明を求めます。

事務局 初めに、このことについて、ご協議頂くことになった経過をご説明します。  
(藤原) 高木団地に近接する農地、登記上は田になっています。この場所は高木団地が  
造成される以前は、湧き水、ため池を水源として、水稻が作付されていま  
したが、団地造成完成後の昭和 50 年代頃から水源が枯渇し水田として耕作できな  
くなりました。  
その後、土地所有者はその田と自己が所有する周辺のため池等非農地を含め近  
隣の建設業者に無償貸与しました。  
建設業者は、田、ため池等を建設残土により埋め立て、整地して資材、重機置  
き場として利用しておりました。  
本年 4 月 30 日、近隣の住民の方から当該地において建設業者が作業しており、  
騒音・振動・粉塵で迷惑している旨の申し入れがありました。

これを受け、農業委員会事務局職員が5月8日に現地確認を行った。

現地に建設機械、碎石があることを確認し、建設業者に撤去を指示し5月28日に地元農業委員および事務局職員が撤去済であることを確認しております。

この農地の現状について、6月22日に開催した運営委員会において現地確認のうえ協議を行っており、不適切な状況であったことは事実であるが、転用目的をもって盛土を行ったものではなく、客土することにより畑として利用することが可能な農地であると判断しました。

また、今後は、土地所有者に対し農地として有効活用するよう促していくことにしました。

客土することにより畑として利用することが可能な農地であるとの判断に至った根拠は、農林水産省の資料「荒廃農地の現状と対策について」を参考にしております。この資料では、再生利用が可能な荒廃農地（いわゆるA分類）とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると認められるもの」と示されております。

これまでは、このことを参考にして農地性の判定してきたところですが、今後とも予想される類似の案件の取り扱いを明確にするため、当農業委員会として「農地性の判断基準」を定め対応しようとするものです。

委員の皆さまのご意見をお伺いします。

議 長 説明が終わりました。質疑のある方はございませんか。

(運営委員会における農地性があるとの判断に関する質問・意見はなく、以下、「農地性の判断基準」に係る質疑が行われた。)

7 番 藤原委員 このような農地は自分の地域も散見されることから、基準を定めることはよいことだと考えます。

そこで定義の(2)ですが、整地をしても作付けをできる状態であれば安易に土を入れてもよいと解釈されかねないので、表現を検討してはどうでしょうか。

事務局 (藤原) 何を作付けするかが重要であると考えます。当然、耕作する目的で土を入れる以上は一定程度の厚さも確保されるものというあたりを含めて、現地確認を行うことになろうかと思えます。

7 番 藤原委員 現状を変更することが簡単に行うことができると考えている者が多くいると思います。農業者の意識を変えていくための啓発活動を行う必要があるのではないのでしょうか。

事務局 ご意見として承ります。

(石ヶ森) 過去にも、農業委員会だよりで周知しているところですが、さらなる啓発活動を行ってまいります。

議 長 そのほか、質疑のある方はございませんか。

1 5 番 浅沼委員 この判断基準は、本日決定するということですか。

事務局

(石ヶ森) この内容でよいとの意見集約がされれば、明日の会長決裁で7月1日に施行しようと考えております。



- 1 5 番 この中身を皆さんでもっと議論するべきと考えます。
- 浅沼委員 定義（２）の「耕作しようと思えばいつでも耕作できるような現状である」という表現は修正の余地があると考えます。
- 「耕作できる状況である」と決定づけるべきではないでしょうか。
- また、耕作できるという状況であるとの判断を客土の厚さも材料とするなど、皆さんの意見を聞きながら進めていくことが必要と考えます。
- 会 長 そのほか質疑のある方ございませんか。
- ないようですので、ただ今の浅沼委員の発言に対する意見集約を含めて、事務局と調整を行いますので暫時休憩いたします。
- 3時10分まで休憩します。
- （暫時休憩）
- 会 長 会議を再開します。
- 浅沼委員から基準を定めることの決定にはさらなる議論が必要ではないかとの意見が出されましたが、定義の（２）を「登記上の地目が農地であり、現に耕作の用に供されていないが、抜根、整地、区画整理、客土等により、再生することにより、耕作が可能となると見込まれるもの」と変更することで、意見集約したいと思いますがいかがでしょうか。
- 1 5 番 表現はよろしいと思いますし、農業委員会として基準を設けることは賛成です。
- 浅沼委員 しかし、いろいろな方面から意見を聞く必要があることから早急な決定には反対です。
- 会 長 ただ今の浅沼委員の意見に対して、どなたか発言はありますか。
- 7 番 この基準は決定したと仮定して、今後見直しは可能ですか。
- 藤原委員
- 事務局 今後運用していく中で具体的な修正点が出てくれば見直しを行います。
- （石ヶ森）
- 7 番 これから農地パトロールもあることから基準があるほうがよいと思います。
- 藤原委員 したがいまして、修正後の表現でよろしいですし、基準を設けることにも賛成です。
- 会 長 藤原委員に確認しますが、継続協議に賛成ですか、それともこの場で意見集約することに賛成ですか。
- 7 番 この場で意見集約することに賛成です。
- 藤原委員
- 会 長 浅沼委員に確認しますが、基準があると農地パトロールを行いやすいとの意見があり、また運用上の改正点が出てくれば基準の見直しを行う方針ですので、7月1日施行での意見集約に賛同いただけないでしょうか。
- 1 5 番 7月1日施行の話は今初めて聞きましたが、事務局の説明に入れるべきと考えます。また、今回の農地パトロールに基準を用いるとのことですので急を要することを理解しました。

従いまして、必要に応じて基準を見直すとのことですので、意見集約に賛成します。

いずれにせよ、農地かそうでないかの判断は重要なことなので、今後も議論が必要と考えます。

議長 そのほか、質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声）

それでは、判断基準は設定しますが、今後もさまざまな議論を加えながらさらに精度の高いものにしていくとのこと意見集約されたこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは修正後の基準を用いることにいたします。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

なお、来月の現地確認委員ですが、農業委員1番戸來洋子委員、農地利用最適化推進委員23番畠山善彦委員を指名いたします。

また、現地確認日は7月27日（月）に予定しておりますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、令和2年第6回花巻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月29日

花巻市農業委員会

会 長

署名委員（9番委員）

署名委員（10番委員）